

総務文教常任委員会委員長報告

去る9月4日の本会議において、議長から本委員会に付託されました案件は、議案2件及び請願1件です。本委員会は、所管部課長等の出席を求め審査を行いました。以下審査の経過と結果について順次報告いたします。

記

- 1 審査年月日 令和5年9月6日(水)
- 2 場 所 委員会室1
- 3 出席委員 青野康子、大嶋達巳、湯沢美恵、今関公美、
島野和夫、滝瀬光一、諏訪幸男
- 4 審査結果

「議案第58号」北本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第60号」北本市土地開発公社の解散については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議請第4号」学校給食費の完全無償化を求める請願については、挙手全員により採択すべきものと決定しました。

◎「議案第58号」について

(1) 「独自利用する事務として外国人の生活保護に関する事務を新たに追加するということだが、条例の一部改正に至った経緯及び理由について」質疑したところ、「日本人の生活保護に関しては、すでに法律に基づき情報連携等がはじまっていますが、外国人については人数も少ないこともあり多くの自治体と同様に条例改正を見送っていました。しかし、令和6年3月から生活保護における医療扶助のオンライン資格確認が開始されることになり、

これを機に改めて外国人についても情報連携や医療扶助のオンライン資格確認を実施するよう国からの要請があったことから改正するものです」との答弁がありました。

(2) 「情報連携及び医療扶助のオンライン資格確認が行えるようになることで外国人の方にどういった利点があるのか」と質疑したところ、「情報連携については、外国人の生活保護の申請や変更に係る添付書類の省略ができるようになること、また、オンライン資格確認については医療機関窓口においてマイナンバーカードで資格確認が行えるようになり、本人の負担軽減及び行政運営の効率化を図ることができます」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

◎「議案第60号」について

(1) 「土地開発公社を解散した場合に残る資金額とその使い道について」質疑したところ、「残余財産は約4億3,000万円で、本定例会にて議決されると解散に向けての手続きに入ります。平成30年度の市からの解散依頼通知では、公共施設整備基金に積み立てることが望ましいとあり、その時の状況を踏まえ総合的に勘案して用途を定め予算計上することになります」との答弁がありました。

(2) 「解散手続きが整った後、残余財産約4億3,000万円について市からの解散依頼通知によると公共施設整備基金に積み立てることが望ましいということだが、その理由について」質疑したところ、「土地開発公社は昭和40年代後半に、地価が高騰する前に用地を先行取得することにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に資するための活動を行う法人として設立されています。それらの時代において整備されてきた公共施設について、長期的展望を持って適切に管理するとともに、市民の有効利用に供していくことが課題になっています。これらのことから極めて重要である市民の拠点施設の整備、公共施設の再整備等に残余財産を活用できるのは、公共施設整備基金

と考えています」との答弁がありました。

(3) 「本定例会で可決された場合、解散の手続きに入るということだが、正式に解散に至るまでの期間について」質疑したところ、「埼玉県知事へ土地開発公社の解散の認可申請をし、その後知事から認可がおりると清算事務に入ります。清算が終わった際にその旨の届出を知事に行うことになるので、全体として6か月程度かかるものと想定されます」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

◎「議請第4号」について

本請願審査では、紹介議員及び参考人を招請し審査を行いました。

はじめに、紹介議員から請願趣旨の説明を受け、請願人の意見陳述を行った後、質疑・答弁がありましたので、その内容について主なものを申し上げます。

(1) 「請願事項1に「給食費を完全無償にすること」とあり、この完全にこだわるのか。中学校のみ、第3子のみもしくは主食及び牛乳のみ等といった一部補助という考えもあるのか」と質疑したところ、「令和5年度は完全無償になっており、令和6年度以降一部無償化になるとなれば残念ながらそれは後退するということになります。財源をどのように捻出するのか市が様々な方法で検討し、未来ある子どもたちのために財源を捻出してほしいということ、そして、令和6年度以降も引き続き完全無償化を継続してほしいという市民の強い思いです」との答弁がありました。

(2) 「学校給食費は年間、小学校、中学校それぞれにおいてどれくらいの金額になっているのか」と質疑したところ、「小学校が約1億5,000万円、中学校が約9,000万円、合わせて約2億4,000万円になります」との答弁がありました。

(3) 「2分の1でも3分の1でも無償になると助かるという声もあったということで、財源とのバランスの中では仮に完全無償でなくても一定の成果

があるのではないか」と質疑したところ、「目指すところは完全無償化ですが、財源の確保が難しく一部補助になったとしてもそれを咎め立てるつもりはありません」との答弁がありました。

(4) 「請願事項2に「国に無償化をおこなうよう働きかけること」とあるが、具体的に意見書等の提出を考えているのか」と質疑したところ、「国に意見書を提出していただくことも含めて、議員個人がどういった形で働きかけるかということについても考えてほしいということです」との答弁がありました。

(5) 「年代間で不平等がうまれないように、国からの恒久的な財源確保も含めて継続的に無償化を実施していかなければならないことだと考えるがいかがか」と質疑したところ、「本来国が動くべきものであり、先進的に地方自治体において無償化にする動きが近年かなり増えてきています。子育てにお金がかかることで子どもを産むことをためらう風潮もあることから、少子化対策としても有効であると考えており、各自治体が財源の心配なく給食費無償化が実現できるようにしたいという強い思いです。様々な地方自治体から声があがっていくことが、国を動かす力になると思っていますので、令和6年度以降も継続してもらいたいという願意です」との答弁がありました。

本請願に対して、賛成討論が2件ありました。

以上、報告いたします。

令和5年9月26日

総務文教常任委員会
委員長 諏訪 幸男

北本市議会議長 滝瀬 光一様